

最高裁秘書第1811号

令和6年7月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

5月21日付け（第060070号）で申出があり、同月22日付け（同月24日受付）で補正がされました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 最高裁判所事務総局デジタル審議官の設置理由が書いてある文書（裁判所時報は除く。）
- (2) 最高裁判所事務総局デジタル審議官の事務分掌（最新版）

2 開示しないこととした理由

- (1) 1の(1)の文書は、作成又は取得していない。
- (2) 1の(2)の文書として、最高裁判所事務総局規則が掲載された官報等が考えられるところ、規則が掲載された官報等は、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の要綱記第1の1に当たるので、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）